

令和8年第3回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和8年3月23日（月）第3回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所中会議室において開催した。

出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠	7番 小 林 和 夫
8番 仲 田 裕 子	9番 黒 川 幸 昭	10番 奈 良 茂 男
11番 早乙女 八重子	12番 神 長 守 雄	13番 松 井 研 吉
14番 小 平 敏 男	15番 安 生 芳 子	16番 神 山 卓 也
17番 金 子 重 博	18番 大 森 用 子	19番 青 木 正 好

(18名)

欠席委員

4番 関 口 清

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 大 貫 友 美
	主 査 永 嶋 将	主 事 森 林 真 央
	主 事 渡 邊 妃奈乃	主 事 半 田 まゆか

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 大 貫 友 美

—◇—

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午前10時00分に令和8年第3回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り、次の者を指名し決定した。

5番 高 村 秀 男 委員、 14番 小 平 敏 男 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程第2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明

いたします。今回は売買3件、贈与2件、交換2件、区分地上権設定1件の合計8件の許可申請が提出されました。そのうちの3つの案件については追加で説明をしたいと思っております。1つ目は議案書2ページの6番から議案書3ページの7番をご覧ください。こちらの2つは新規就農の案件となりまして、事前に聞き取り調査を安生芳子農業委員及び、小平敏男農業委員、大類英明推進委員が行いました。詳しくは別添の新規就農者面談記録のとおりになり、この後の地元農業委員の意見でも説明があります。2つ目は議案書1ページの3番をご覧ください。こちらの申請地のうちの一部については、現場を確認したところ一部コンクリートで整備された農地としては見られない部分がありました。そのため、申請者の●●さんに確認をとりまして、今後撤去するという意向が確認できました。しかし、今すぐに撤去作業にとりかかるのは難しいとのことなので、今回の許可は条件付きでの許可ということでしょうか。その条件は、許可後3か月以内に全面積農地として復元するために違反部分を撤去するという事、また、それができなかった場合には許可が取消しになること。以上が追加での説明になり、別添の「農地法第3条調査書」に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている「農地法第3条第2項の各号」には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番の件は、●●さんから●●さんへの売買による所有権移転になります。問題はありませぬので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。2番の件は、●●さんから●●さんへの売買による所有権移転ということなんですが、問題ないと思ひますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。3番の件は、堆肥盤がコンクリートで作られていぬので、それを3か月以内に撤去することを条件に、認めて頂きたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

◎早乙女八重子委員 4番と5番の件は、親戚である●●さん同士の農地の交換です。問題ありませぬのでご承認をお願ひいたします。

◎小平敏男委員 6番と7番は無償による所有権移転になります。●●さんから●●さんへの新規就農の案件でありまして、何ら問題ないということで、現地調査もしてあります。それから新規就農者面談を行ひ確認の上、この申請を承りました。ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎神山卓也委員 8番の中栗野の件は、営農型太陽光発電で、以前に申請があつて出ているところの更新に関わる申請になります。地上権設定になりますが、特に問題はございませぬのでよろしくお願ひいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番から

8 番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第 2 号の「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」説明いたします。1 番は、佐目町において、●●さん申請の、住宅敷地への転用であります。申請地は、周囲を宅地に囲まれた農地であり、農地の広がりがある「第 1 種農地」に区分されますが、不許可の例外である、集落に接続し、日常生活に必要な施設に該当します。なお、本件は転用許可前に宅地として利用しているため、始末書を添付させています。次に、2 番は、中粕尾において、●●さん申請の、営農型太陽光発電設備への一時転用であります。申請地は、周囲を畑、山林及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については、農地の広がりがある「第 1 種農地」に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。本申請は営農型太陽光発電設備であるため、計画的な営農行為が条件であり、本申請の営農については、●●さんがどくだみ、よもぎ、ごみを栽培する計画であります。本申請は 3 年前に一時転用許可をしましたが、今般その許可期限を迎えるため、再度の許可申請を行うものであります。前回と異なる点は、●●さんが認定農業者の認定を受けたため、一時転用期間の上限が 10 年間となったことです。つきましては、令和 18 年度までの 10 年間、毎年 2 月末日までに、営農状況についての報告が義務付けられており、一時転用期間満了後も事業を継続する場合には、再度一時転用許可申請を行い、許可を得ることが必要となります。以上、4 条転用 2 件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎高村秀男委員 去る 3 月 17 日に現地調査に行きまして。1 番と 2 番に関しては、事務局の説明通り何ら問題ございませんでした。1 番に関しましては、始末書付きということでございますが、そのとおりで調査して参りました。以上です。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎奈良茂男委員 1 番の佐目町の件は、佐目町の●●さん申請の住宅敷地への転用ですが、先ほど事務局と現地調査委員の報告があったとおり、一部宅地として利用されておりますので、始末書付きで申請がなされております。特段、改めて問題はありませぬので、ご承認をよろしくお願ひしたいと思います。

◎金子重博委員 2 番の中粕尾の件は、●●さんが営農型太陽光発電設備への一時転用です。事務局と現地調査員の報告のとおり何ら問題はありませぬので、ご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番と2番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。1番は、西鹿沼町において、●●さん申請の、資材置場への転用であります。申請地は、周囲を水路及び道に囲まれた農地であり、「第2種農地、その他の農地」に区分されます。なお、本件は転用許可前に資材置き場として利用されていたため、始末書を添付させています。次に、2番は、加園において、●●さん申請の、一般住宅への転用であります。申請地は、周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については、農地の広がりがある「第1種農地」に区分されますが、集落に接続し、日常生活に必要な施設に該当します。3番は、上石川において●●さん申請の、一般住宅への転用であります。申請地は、周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については、農地の広がりがある「第1種農地」に区分されますが、集落に接続し、日常生活に必要な施設に該当します。4番は、中栗野において、●●さん申請の、営農型太陽光発電設備への一時転用であります。申請地は、周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、「農振農用地」であります。本申請は営農型太陽光発電設備であるため、計画的な営農行為が条件であり、本申請の営農については、●●さんが「さかき」を栽培する計画であります。本申請は3年前に一時転用許可をしましたが、今般その許可期限を迎えるため、再度の許可申請を行うものであります。前回と異なる点は、●●さんは認定農業者であるため、一時転用期間の上限が10年間となったことです。つきましては、令和18年度までの10年間、毎年2月末日までに、営農状況についての報告が義務付けられており、一時転用期間満了後も事業を継続する場合には、再度一時転用許可申請を行い、許可を得ることが必要となります。以上、5条転用4件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎小平敏男委員 3月17日に現地調査をしてきました。1番の件については、現地において、今回の申請地に資材や重機等が置かれておまして、始末書付きでの提出ということになります。2番から4番については、特に問題ありませんので、ご報告いたします。以上です。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎高村秀男委員 1番については担当地区が関口委員でございますが、本日欠席のため私が報

告いたします。先ほど事務局と現地調査員の報告の通り、始末書付きになっておりますが、何ら問題はないと思いますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎小林和夫委員 2番の加園の件は、これは●●さんから●●さんご夫婦への、一般住宅への使用貸借権による転用になります。●●さんと●●さんは娘さんと娘婿という関係でございまして、借家住まいから住宅を新築するということになりました。先ほどの事務局と、現地調査員の報告のとおり問題はございませんので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎早乙女八重子委員 上石川の●●さんから娘さん夫婦である、●●さんへの一般住宅への転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。

◎神山卓也委員 4番の中栗野の件は、営農型太陽光発電設備の更新の一時転用の申請になります。先ほどの事務局の説明及び現地調査の報告のとおり特に問題はございませんので、よろしく申し上げます。

◎議長は、議案第3号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番から4番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号と議案第5号及び議案第6号の「農用地利用集積等促進計画の公告について」を一括して議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（半田主事） 議案第4号、5号、6号の「農用地利用集積等促進計画の公告について」ご説明いたします。農用地利用集積等促進計画の案を市が作成する場合には農業委員会の意見を聞くものとされています。この度、鹿沼市長より令和8年2月27日付けで、農用地利用集積等促進計画の決定を求められております。議案書には、所有者・機構間契約、機構・受け手間契約、一括契約について記載しております。議案書7ページをご覧ください。所有者・機構間での所有権移転の計画が、1件、2筆、2,019平方メートルとなっております。議案書8ページをご覧ください。機構・受け手間での所有権移転の計画が、1件、2筆、2,019平方メートルとなっております。議案書9ページから18ページをご覧ください。一括方式での計画が、18件、71筆、109,382平方メートルとなっております。以上の計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号、3号に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第6号の3番の案件が●●委員の案件であることから、審議を円滑に進めるため同委員を一時退席させたのち、質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、3番の承認について諮り、許可することに決定した。

- ◎議長は●●委員の入室を促し、引き続き議案第4号から議案第6号について質問を求めた。
- ◎議長は、議案第4号から議案第6号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、議案第4号の1番と、議案第5号の2番及び議案第6号の4番から20番について許可することに決定した。
- ◎議長は、議案第7号の「耕作放棄地の非農地判断について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。
- ◎事務局（森林主事） 議案第7号「耕作放棄地の非農地判断について」ご説明いたします。
非農地判断については、毎年、7月～10月にかけて実施しております、利用状況調査等において、森林・原野の様相を呈しているなど、農地に復元することが困難な農地があった場合は、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか、否かについて農業委員会で判断を行うものとされています。お手元の資料をご覧ください。議案書の他に資料として「住宅地図」、「地番図」、「現地写真」をお配りしてあります。今回、ご審議いただく地区は下遠部・板荷地区です。下遠部農村公園から周囲約1kmにまとまっております。1月末に担当地区委員及び事務局で現地調査を行い、所有者への確認通知を行ったうえで、議案番号を振り分けさせていただきました。地番等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。現地確認の結果、航空写真の赤の枠を山林、青の枠を原野と判断し、議案書一番右側に非農地判断後地目として記載しました。参考に現地写真をつけさせていただきました。以上のことから議案1番から21番まで、農地として復元するための物理的な条件整備が著しく困難であり、周辺の状況からも農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれ、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないと判断いたしました。ご審議をお願いいたします。
- ◎議長は担当地区委員の意見を求めた。
- ◎竹澤 靖委員 去る1月の29日に橋本局長、大貫係長、森林主事、そして福田推進委員と竹澤の5名で現地を確認いたしました。1番から19番まではすでに山林となっていて、かなり前に植林したという感じが見てとれました。20番から21番、これは現況原野ですけども、これもかなり状況的には、改善するのが困難であるように見てとれました。1番から21番それぞれ全部に関しまして、現況を見た限りでは、農地への復元が著しく困難であるので、非農地判断でよろしいかと思えます。以上です。
- ◎議長は、議案第7号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、議案第7号の1番から21番について非農地判断をすることに決定した。
-

◎議長は、議案第8号の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（大貫係長） 議案第8号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」ご説明いたします。「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」とは、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農地等の利用の最適化を推進するため、「遊休農地の発生防止・解消」、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「新規参入の促進」の3つについて、数値目標と推進方法を定めるものであります。現在の指針は、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法の内容を反映させるため、令和5年4月1日付で改定したものです。指針の内容については、委員改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととしており、今回、指針の改定案を作成しました。ご審議の程よろしく申し上げます。

◎議長は、議案第8号について質問を求めたが、質問が無いため農地等の利用の最適化の推進に関する指針の承認について諮り、異存なしと決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時40分に閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和8年3月23日

議 長

署名委員

署名委員
